

第9表 刑事訴訟事件の種類及び終局区分別既済人員—地方裁判所

事 件 種 別	総 数	有 罪	a)-		a)-		無 罪	免 訴	公 訴 棄 却	管 轄 違 い	そ の 他	同 一 被 告 人 の 併 合
			予一 部 執行 猶	う 察保 ち 護 観	予全 部 執行 猶	う 察保 ち 護 観						
通 常 第 一 審	67 220	47 444	1 363	1 359	28 693	1 928	104	-	147	3	1 052	18 470
う ち 裁 判 員 1)	…	987	3	3	185	89	13	-	…	…	1	…
再 審	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

a) 冤罪防止法第17条の規定による補導処分が付された人員で内数である。
 1) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により、裁判員の参加する合議体で裁判がされた人員である。
 注) 「通常第一審」の有罪人員のうち、没収を言い渡された人員は6,403人、追徴を言い渡された人員は357人である。